
日付：2004年8月19日

提出元：NTT 東日本

題名：SBB 殿が提案される保護判定基準値に対する弊社意見

1. はじめに

JJ100.01 第3版改訂に向け、保護判定基準値の見直しについて2案が提案されている。本寄書では、SBB 殿が提案される案について意見を述べるものである。

2. SBB 殿が提案される保護判定基準値案に対する弊社意見

弊社は、SMS-13-NTTE-01 において、保護判定基準値見直しの目的を明らかにすることを求め、「JJ100.01 第2版の保護判定基準は、各会員企業が提案する「既存ユーザに対する影響」を判断する基準として、どこが適していないのか。既存ユーザの定義、適していないことの原因を明確にする。」ことを要望した。前回 SWG 会合において、SBB 殿からの寄書(SMS-14-12)が提出されたが、弊社が要望した事項に対する十分な回答が得られるものではなかった。

SBB 殿が提案される保護判定基準値案について、見直しの目的、提案内容の理解を深めるために、以下に弊社意見を述べる。

SBB 殿が考える「既存ユーザに対して許容できないような影響」とはどのような定義に基づく事なのか確認したい。また、SBB 殿が提案される AnnexA/C の自己漏話値から自己漏話値の10%を減じた値が、SBB 殿が言われる「守るべき既存ユーザの利益(速度)」なのか確認したい。

現在の保護判定基準値は、当該伝送方式に対する他の伝送方式からの干渉の許容限界を表すものであり、各伝送方式がメタリック回線上で共存する基準値である。実際に、フィールドにおいても大多数の利用者が保護判定基準値以上の速度で DSL を利用しているものと考えられる。

しかしながら、SBB 殿が提案される AnnexA/C の自己漏話値を基礎とする保護判定基準値案においては、逆に大多数の利用者が保護判定基準値を下回ることが明らかである。このような基準値を設定することにより、既存利用者を守り、各伝送方式がメタリック回線上で共存する基準値となるかを確認したい。また、SBB 殿が考える「保護判定基準値」とはどのような定義のものなのか確認したい。

SBB 殿が提案される AnnexA/C の自己漏話値を基礎とする保護判定基準値案において、事業者間の合意により %の緩和を行うとある。SBB 殿は、保護判定基準値そのものの緩和値について、技術的根拠に基づいた合意が得られると考えているか確認したい。

個別の伝送システム(EU方式等)における緩和(規制)の暫定合意だけでも技術的根拠の無いものであったことを踏まえれば、保護判定基準値そのものの緩和値について、事業者間の合意に基づき実施すべきではないと考える。保護判定基準値の緩和における弊社の考えは、弊社寄書

(SMS-15-NTTE-02、2.2 項)において述べた通りである。

SBB 殿は、AnnexA/C の自己漏話値の % を緩和値とすることを提案されている。しかし、提案されている緩和値のパラメータは、数%の違いにより、スペクトル適合性評価における限界線路長制限をセンシティブに変動させるパラメータである。EU-TIF64 方式の場合を例とすれば、自己漏話値を 10% 減じた場合の限界線路長は 2.0km であるが、自己漏話値を 20% 減じた場合の限界線路長は 3.25km と大きく変化する。弊社は、上り拡張システムに関する事業者間協議においても主張したが、このようなセンシティブに利用制限に影響を与えるパラメータを事業者間合意に基づき決定することには反対である。

C.3.		保護判定基準値	
C.3.3	オープン	保護判定基準は一定のサービスレベルを基に規定すべきか？	会合 # 10 , SMS-11-07
C.3.4	オープン	緩和値 (マージン) を設けるか？	SMS-08-17 , SMS-08-18 SMS-09-21
C.4		線路モデル , 干渉源 , 計算方法	
C.4.4	オープン	ISDN を適合性確認の与干渉源から削除するか？	SMS-07-20 , SMS-08-14 SMS-08-17 , SMS-09-21 SMS-10-09 , SMS-10-10 SMS-11-09 , SMS-12-11

以上